

平成15年(行ヒ)第108号 原子炉設置許可処分無効確認等請求事件

判 決 理 由 骨 子

内閣総理大臣が動力炉・核燃料開発事業団に対してした高速増殖炉「もんじゅ」に係る原子炉設置許可処分は、それが依拠した原子力安全委員会及び原子炉安全専門審査会による安全審査の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるということとはできないから、違法であるとはいえず、同処分が無効であるということとはできない。